

令和5年11月10日

各課長等

町長

令和6年度予算編成方針について

1 国内経済情勢等

わが国の経済状況は、バブル崩壊後の30年間、人への投資や賃金、さらには未来への投資である設備投資や研究開発投資まで、コストカットの対象として削ってきたことで、消費と投資に力強さを欠く側面も見られました。しかし、コロナ禍を脱した日本経済は、30年ぶりの高水準の賃上げ、名目100兆円の設備投資、GDPギャップの改善等、前向きな動きが見られており、まさにコストカット経済から脱却し、経済を新たなステージに移行する千載一遇のチャンスを迎えています。

先に内閣府がとりまとめた「月例経済報告」でも「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、穏やかな回復が続くことが期待されている。ただし、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされています。

このような物価高や海外景気の下振れリスクを踏まえると、日本経済の先行きは決して楽観視できない状況ではありますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実施、今般の原油価格・物価高騰対策等の政策の効果もあって、国内の消費回復に明るい兆しも見えてきています。

2 国政の動向等

このような景気動向のなかにあつて、国は6月16日、「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」いわゆる「骨太の方針」を閣議決定し、ロシアによるウクライナ侵略が国際秩序の根幹を揺るがす中で、我が国が直面する「時代の転換点」とも言える内外の歴史的・構造的な変化と課題の克服に向け、大胆な改革を進めるマクロ経済運営の対応、強靱で持続可能な新しい資本主義を加速させるため、「三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成」「投資の拡大と経済社会改革の実行」「少子化対策・こども政策の抜本強化」「包摂社会の実現」「地域・中小企業の活性化」を成長と分配をともに高める柱として掲げ、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていくことを示したところです。

令和6年度の国の概算要求においては、地方の一般財源総額について令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保するとともに、地方交付税においては出口ベースで前年度予算比2,079億円、1.1%増の18兆5,690億円となっていますが、物価や人件

費高騰を考えると厳しい状況にあります。

3 本町の財政状況等

このような状況のもと、本町の財政状況を見てみると、令和4年度決算における財政健全化判断の各比率は全て健全段階にあります。実質公債費比率は1.3ポイント、将来負担比率では4.1ポイント上昇したほか、経常収支比率についても87.1%となるなど、自主財源は乏しく、地方交付税をはじめとする国や北海道から交付される依存財源に頼っている状況にあり、脆弱な財政構造であると言わざるを得ません。

本年10月末現在における令和5年度の財政見込みでは、令和2年度に実施された国勢調査において本町の人口が微減したことにより、普通交付税の交付額は段階的に影響が出るものと推察され、一般財源の確保は以前にも増して厳しい状況にあります。

歳出面では、近年、集中的に整備を進めてきた学校耐震改修事業、公営住宅建設事業のほか、平成28～29年に実施した大雨災害に伴う災害復旧事業の償還開始により増高を続けてきた公債費が令和3年度をピークに減少に転じる一方で、少子高齢化に伴う社会保障や各種施策の実施に伴う扶助的な経費は右肩上がりの傾向に歯止めがかからない。え、人口減少社会を見据えた自立した地域を維持していくための地域振興や人口減少への対応、多発する自然災害に対する応急・恒久的対策をはじめ、老朽化している公共インフラの長寿命化、公共施設の改築など様々な課題に対応するための継続的な財政需要も引き続き想定しなければなりません。

中でも、令和7年度の竣工をめざす上富良野町立病院の建て替えが、平成15年に償還が始まった国営土地改良事業負担金に匹敵する過去最大規模の投資額となることが想定されていることに加え、令和12年3月には埋め立て容量の上限を迎える一般廃棄物最終処分場と老朽化に伴うクリーンセンターの建て替えなども今後10年以内に予定されており、それら大型普通建設事業の財源として発行する地方債の償還財源の確保は喫緊の課題であり、令和6年度を含め、償還開始までの数年間における歳出圧縮による償還財源の捻出と、健全性を維持し、かつ持続可能な財政構造の構築が急務となっています。

4 令和6年度の予算編成

令和6年度においては各種経費の見直しにより財政構造のスリム化を図るとともに、第6次上富良野町総合計画に掲げた目指すべきまちづくりの方向性を見据えた実効ある政策の実行と財源の確保、将来の財政規律を担保する予算編成が求められています。

また、町民との協働の視点に立った行政運営を推し進め、町民生活の実情を把握しつつ、第6次上富良野町総合計画に定めた将来像である「暮らし輝き 交流あふれる 四季彩のまち・かみふらの」の実現に向け、各事務事業の評価・検証をもとに政策の優先性を判断し、事業の取捨選択と効率的な執行を図るとともに、それぞれの事務事業が限られた経費で最大の効果をもたらすよう予算に反映していかなければなりません。

このようなことから、すべての行政経費について今一度総点検し、新たな視点をもって予算編成を行うことを目的とした「積み上げ要求及び1件審査方式」は継続していくとともに、事務事業評価制度による政策評価に基づく予算編成作業を行い、目指してきた町の姿と現状を比較、検討のうえ、より高い行政効果を発揮できる予算編成を進める

こととします。

以上の基本方針を踏まえ、予算編成に当たっての基本的な考えを示し、次のとおり取り組むこととします。

[予算編成の基本的な考え方]

1 第6次上富良野町総合計画の目標達成を見据えた取り組み

令和6年度においては、第6次総合計画10ヵ年の6年次にあたり、計画に掲げられた目指すべきまちの姿の実現に向け、町民への説明責任と時代の要請に応えるよう、令和6年度に実施すべき事業を厳選すること。

中でも、後期5年間も重点的に取り組むとした「健康・福祉のまちづくりプロジェクト」「かみふらの産業活性化プロジェクト」「未来を拓く人材育成プロジェクト」「地域防災力向上プロジェクト」の4つの重点プロジェクトについては、事業費や財源などに配慮しつつ、掲げられた各施策の着実な推進が図られる予算内容とすること。

2 自治基本条例と行政運営の原則

まちづくりの基本原則を「情報共有」「参画と協働」「自助・共助・公助」と定めた上富良野町自治基本条例に基づき、「情報共有」⇒「住民参画」⇒「協働」が繰り返し実践されることによる「自助・共助・公助」の相互補完の体制構築を目指し、町民の生活実態を十分把握した上で、それらが反映されるようそれぞれの事務事業について不断の見直しを行うこと。

また、新たな施策・行政サービスの実施や既存施策の拡充にあたっては「公助」のみならず、地域のマンパワーを含めた様々な資源を活用するとともに、他の施策と総合的に連動することで、より効果的な事業内容となるよう検討すること。

3 地方創生に向けた地域経済の活性化・地域資源の活用の推進等

令和2年2月に策定した「第2期上富良野町人口ビジョン」に掲げた「2045年に7,300人程度の人口を確保」との将来人口展望を踏まえ、「第2期上富良野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた4つの基本目標「これからの上富良野を見据えたしごとづくり、ひとづくり」「人をひきつけ、好きになってもらうまちづくり」「すべての世代が希望を持ち、安心して暮らし、活躍できるまちづくり」「ずっと住んでいなくなる、時代に対応したまちづくり」を念頭に、各施策の着実な推進を図ること。

国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響の実態把握に継続して取り組むとともに、地域住民や地域経済の活力維持・向上を意識した施策、事業の実施を図ること。地域の活力創出に向けては、地域の実情に応じてきめ細やかに対応するため組織横断的に取り組んでいく協調態勢が重要となることから、組織内での意識と情報を共有するとともに、人的、物的とを問わず、地域に潜在するあらゆる資源を最大限活用することはもとより、教育・文化、環境、福祉、保健・医療など、必ずしも経済活動に直結しない分野における施策についても、そこから派生する経済効果などを常に意識し、実施手法等の改善、再構築を行うこと。

4 行財政の改革・改善

健全な財政基盤の維持、効率的、効果的な行政運営に向け、「上富良野町政運営推進プラン」を基本とし、政策調整会議による事務事業評価結果、人事評価制度に基づき定める組織目標を踏まえ、これまでの取り組みの成果及び内容を精査しながら、不断の改革・改善を進めるとともに、持続可能な町政の発展に資する事業を厳選すること。

5 持続可能な財政構造の再構築

本町の目指すべき財政構造は、これまでの「財政調整のための基金に頼らない収支均衡の取れた財政構造」を基本とする姿勢に変わりはなく、現時点での令和6年度以降の財政見込みにおいても大幅な収支改善等が見込めないなか、当面する行政課題に対応するには、引き続き厳しい状況の中で財政運営を行っていくこととなる。

超高齢化・人口減少社会の到来が現実のものとなっており、今後も自然増が見込まれる社会保障費はもとより、老朽化が進む公共インフラの長寿命化、公共施設の建て替えや大規模改修、さらには目前に迫っている新子どもセンターや上富良野町立病院の建て替えには多くの財政出動が予定されている。令和3年度の新過疎法施行に伴い過疎指定地域となったことにより、過疎債の発行をはじめこれまでにない財政措置を受けることにはなるが、決して恒久的なものではないことから、引き続き「身の丈にあった財政規模による行政運営」を基本に、真に必要な事業を厳選するなど事務事業全般にわたり「選択と集中」を進め、持続可能な安定した財政構造の再構築を進める。

6 積み上げ要求及び1件審査方式と事務事業評価

令和6年度の予算編成は、引き続き積み上げ要求及び1件審査方式により行うことから、すべての経費が査定対象となる。個々の経費について詳細の説明を求めるので、経費の単価や対象数などの積算根拠、前年度の予算執行率などについて検討、精査のうえ要求すること。

なお、予算要求書については総務課長審査の審査資料として利用するとともに、予算要求書をもとに財政管理班において副町長、町長の各査定に使用する査定調書を作成することから、財務会計システムには事業の概要、必要性、積算根拠、事業量、増減内容等を詳細に入力すること。

要求は原則、前年度比ゼロベース（一般財源ベース）とする。ただし、物価高騰による影響等を勘案し要求内容を精査した上で要求すること。積み上げ方式だからといって安易に予算計上することのないよう留意するとともに、扶助費をはじめとする義務的経費や既存事業について漫然と継続することなく、見直しを含め検討を加えること。また、投資的事業については、10月に取りまとめた実施計画に登載を希望する事業について内容を精査し予算要求すること。

新規事業（内容を大きく見直す場合を含む。）については原則、政策調整会議において事前評価を行うこととしていることから、事前評価に付したうえで予算要求すること。

〔 予算編成留意事項 〕

1 基本事項

- (1) 前述の「予算編成の基本的な考え方」の各項目を着実に推進し、予算にその効果を反映すること。
また、年度途中の補正については、制度改革に伴うものや災害経費など真に止むを得ないもののみ対象とすること。
- (2) 国においては「経済回復と財政健全化」を最重要課題としており、歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の重点化を図るとの方針に基づき予算要求が行われている。
そのため既存事業の見直し等の大幅な制度改革が予想されることから、国の動向を十分注視し情報収集に努め、制度改革等を念頭に確実に財源が見込まれるものを要求するとともに、新たな制度への対応など、遺漏のないよう対応すること。
- (3) 国・道の補助制度に基づく事務事業は、適正な地方負担額を見積もり、町単独での上乗せ的な負担は原則認めないものとする。
- (4) 事務事業の評価結果に基づき、各所管における事務事業の改善を図ること。
- (5) 議会の予算・決算審査及び監査委員の意見については、十分に検討を加え、改善を図ること。
- (6) 町民ポストをはじめ、町民の皆様からいただいた意見や要望については、十分に検討を加え対応すること。
- (7) 特定目的基金については、特定の目的を達成するための貴重な財源であることから、その支消の考え方を明確化すること。特に、ふるさと納税制度による寄附については、ふるさと応援基金をはじめ、寄附者の意向に沿った基金へ積立てているので、その意向に沿った活用を図ること。
- (8) 財務会計システムには必ず事業の概要、必要性、積算根拠、事業量、増減内容等を詳細に入力すること。

2 歳入に関すること

歳入は、決算見込み額で計上すること。また、自主財源の確保を確実に図るとともに、国・道支出金などの特定財源を効率的に活用すること。

- (1) 町税は、今後の経済情勢の推移や国の税制改正の動向を十分見極めた上で見積もるとともに、徴収率の高水準の維持と向上により一層努めること。
- (2) 使用料・手数料等については、社会経済動向を的確に把握するとともに管理経費や他市町村の状況等を把握するなど料金水準の一層の適正化に努めること。
- (3) 国・道支出金については、その施策や制度の改廃等に十分注意を払い、適正額で見積もること。
- (4) 町債については、適債性を確保するため財政管理班と十分協議した上で、適正額を見積もるとともに、財政措置のある地方債メニューの活用にも努めること。

3 歳出に関すること

歳出については、最小の経費で最大の効果をもたらすよう費用対効果の視点に立って、不断の見直しを図ること。

また、決算時において、多額の不要額が生じないように、歳入同様決算見込み額で計上すること。

- (1) 補助事業の事務費の計上にあたっては、まず人件費（職員給与費）を最優先に充当した上で、さらに役務費、借上料、需用費などの経費を適正に見積もること。
- (2) 義務的経費、経常的経費ともに、制度の改廃等に留意の上、事業内容を精査するものとするとともに「自然増」「当然増」を過大に見込まないこと。
- (3) 投資的経費については、実施計画の要望事業について内容を精査し要求すること。
金額、事業内容等に変更が生じた場合は、政策調整会議等での協議を含め、要求書に変更の理由及び内容を記載すること。
- (4) 旅費については、すべて積み上げ積算すること。特に、日当不支給地域以外の出張については、原則公共交通機関を利用するよう積算すること（公用車に複数人で乗り合わせて出張する場合、公共交通機関がない地域に出張する場合は除く）。
- (5) 町の単独の補助施策として予算を計上する場合は、補助金交付要綱などの根拠に基づくものであること。
- (6) その他については、別紙「令和6年度予算要求における留意事項」に基づいて、見積もること。

4 特別会計、企業会計、広域連合に関する事項

- (1) 特別会計については、前記までの項目に準じて見積もりを行い、収支の均衡に努めるとともに、効率的な会計運営に努めること。
また、会計間の負担区分については、「一般会計と他会計との負担区分」に基づき要求すること。
- (2) 企業会計については、その性格を十分認識して一層の合理化、効率化を徹底し、独立採算原則の視点に立った会計運営に努めること。
- (3) 富良野地区広域連合の負担金（上富良野消防署・給食センター）については、前記までの項目に準じて見積りを行うとともに、連合事務局と調整を図ること。
- (4) 他会計等への繰出金・負担金については、内容等を精査のうえ要求すること。

5 予算見積書等の提出期限

【総務課長審査に係る資料】

- (1) 提出(入力)期限 令和5年11月15日(水) (期日厳守)
- (2) 提出先及び部数 総務課 財政管理班 各1部
- (3) 提出書類
 - ① 令和6年度 歳入予算見積総括表
 - ② 令和6年度 歳出予算要求総括表

【副町長・町長査定に係る資料】

- (1) 提出(入力)期限 総務課長審査実施日の3日後 (期日厳守)
 - (2) 提出先及び部数 総務課 財政管理班 各1部
 - (3) 提出書類
 - ① 様式第1号 令和6年度 予算編成の基本的な考え方と重点施策等の概要
 - ② 様式第2号 令和6年度 事務事業等見直し調書(総務課長審査額反映)
 - ③ 様式第3号 令和6年度 予算要求事業一覧表
 - ④ 様式第4号 令和6年度 債務負担行為見積書
 - ⑤ 繰出基準調書(特別会計・企業会計のみ)
 - ⑥ 富良野広域連合(上富良野消防署・給食センターのみ) 予算内訳書
- ※ 様式は「共通資料¥0001 財政¥と_当初予算関係¥R06-当初予算関係¥様式第1～4号」に収蔵しております
- ※ 各提出書類については決裁のうえ課単位で提出して下さい
- ※ 提出にあたっては「共通資料¥0001 財政¥と_当初予算関係¥R06-当初予算関係¥様式提出」にファイルを保存して下さい

6 予算査定等の日程及び範囲

- (1) 本予算要求額の入力
入力期間：令和5年10月2日(月)～11月15日(水)
- (2) 総務課長審査(説明者：課長)：詳細日程については後日通知
日 程：令和5年11月22日(水)～12月5日(火) 予定
範 囲：全経費
- (3) 副町長査定(説明者：課長)：詳細日程については後日通知
日 程：令和5年12月11日(月)～12月27日(水) 予定
範 囲：政策的経費、義務的経費、投資的経費
- (4) 町長査定(説明者：課長)：詳細日程については後日通知
日 程：令和6年1月10日(水)～1月26日(金) 予定
範 囲：政策的経費、義務的経費、投資的経費、副町長査定で指定した経費